

第130回定時株主総会 招集ご通知

日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
（午前9時30分 受付開始）

場 所 東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
西新宿三井ビルディング12階 当社会議室
（ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

<目次>

●第130回定時株主総会招集ご通知……………	1
●事業報告……………	5
●連結計算書類……………	28
●計算書類……………	30
●監査報告書……………	32
●株主総会参考書類……………	38

証券コード 5261
(発信日) 2023年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
リソルホールディングス株式会社
代表取締役社長 大澤 勝

第130回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、当日ご出席されない方はインターネット等又は書面（郵送）にて2023年6月28日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2023年6月29日（木曜日）午前10時（午前9時30分 受付開始） |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
西新宿三井ビルディング12階 当社会議室 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第130期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第130期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

本株主総会の招集に際しましては株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトにて「第130回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト IR情報	https://www.resol.jp/ir/share/meeting/	
東京証券取引所 ウェブサイト (東証上場会社 情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「リソルホールディングス」 又は「コード」に当社証券コード「5261」を入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択	
株主総会資料 掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/5261/teiiji/	

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の上記ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましてはお送りする書面には記載しておりません。

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

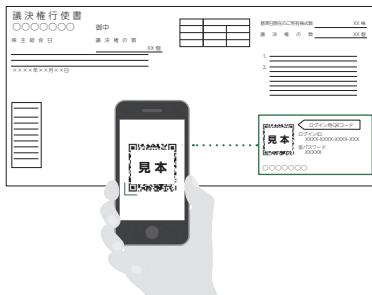
◎当社の本株主総会運営スタッフはマスク等を着用して対応させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

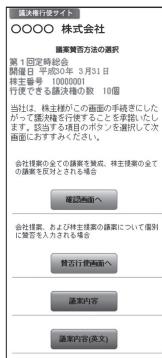
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

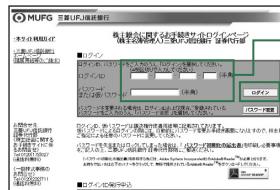
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

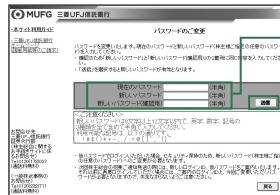
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

1. 経営成績等の概況

(1) 当期の経営成績の概況

<事業の経過及び成果>

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。一方で、国際情勢の不安定化に起因するエネルギー・原材料等のコスト高騰による物価上昇や、世界的な金融引締めによる急激な為替変動等の懸念など、先行き不透明な状況が続くものの、「全国旅行支援」による国内旅行需要の回復、水際対策の入国規制が緩和されたことによるインバウンド需要の増加など、当社グループを取り巻く環境にも回復の兆しが見えてきました。

このような経営環境のもと、急速に変化するマーケットに対応した戦略で既存事業の成長を図るとともに、新たな価値観に対応した新規事業の活動を加速させました。特に、ゴルフコースに隣接した眺望抜群のヴィラでプライベート空間と開放感が同時に楽しめる“フェアウェイフロントヴィラ事業”、1泊から長期滞在まで多目的に楽しめる貸別荘の“リソルステイ事業”、脱炭素ニーズを見据えた“ソーラーカーポート事業”について積極的に取り組みました。同時に、グループの価値基準「あなたのオフを、もっとスマイルに。」と長期方針「3つのやさしい」(人にやさしい・社会にやさしい・地球にやさしい)の実践を徹底し、各事業においてサービス体制を強化してお客様の満足度向上を図りました。

以上の結果、ホテルをはじめとする運営事業の売上高増加に加え、投資再生事業が収益に寄与したことにより、売上高は22,061百万円(前期比5.5%増)、営業利益は324百万円(前期比52.7%減)、経常利益は187百万円(前期比76.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は722百万円(前期比52.5%増)となりました。

事業のセグメント別の主な状況は、以下のとおりでございます。

<ホテル運営事業部門>

ホテル運営事業では、「全国旅行支援」・インバウンドの水際対策緩和等により徐々に稼働率・客室単価が改善する中、女性客・観光客に選ばれる“ツーリストホテル”への転換を目指したサービスや品質の向上に取り組みました。“ホテルリソル”の新たなコンセプトとして、

「物語のあるホテル」を掲げ、「Design」（1つ1つのホテルデザインコンセプト）、「Eatwell Breakfast」（管理栄養士監修の健康的でおいしい朝食）、「Relaxation」（ホテル本来の目的である“くつろぎ”を提供）の3つを強みとしたブランディングを打ち出しました。また、中長期滞在に対応した新たなシリーズの開業準備を進め、2023年4月1日に「ホテルリソルステイ秋葉原」を開業しました。

新規事業の“リソルステイ事業”では、「暮らすように泊まる。」をコンセプトとした貸別荘滞在の提供を推進するため「スイートヴィラ」の新規開業に注力しました。同時に、新たな別荘利用の需要創出を目指し、利用目的に応じて選べる3つの滞在パターン（ウイークリーステイ・マンスリーステイ・デイリーステイ）による商品拡充を図りました。

以上の結果、ホテル運営事業部門における売上高は7,521百万円（前期比104.2%増）、経常損失は1,154百万円（前期は経常損失2,059百万円）となりました。

<ゴルフ運営事業部門>

ゴルフ運営事業では、若年層や女性の増加や70代・80代のプレー機会がのびるなど、ゴルフプレー需要の追い風が続く中、コースコンディション上質化により直営コースの客単価は前年を上回りました。宿泊施設を併設している施設については、「全国旅行支援」を活用した販売に注力し、宿泊稼働が好調に推移しました。また、ゴルフコースに隣接した眺望抜群のヴィラでプライベート空間と開放感が同時に楽しめる“フェアウェイフロントヴィラ”事業において、「瀬戸内ゴルフリゾート」でヴィラ7棟の営業を開始しました。さらに、東急不動産から譲渡された、4つのゴルフ場（関西CC、三木よかわCC、望月リソルGC、有田リソルGC）の運営を開始しました。

以上の結果、コースコンディションの上質化などで客単価アップに努めましたが、エネルギー他コスト高騰の要因もあり、ゴルフ運営事業部門における売上高は6,093百万円（前期比3.6%増）、経常利益は687百万円（前期比8.4%増）となりました。

<リソルの森(CCRC)事業部門>

リソルの森(CCRC)事業のゴルフ部門(真名カントリークラブ)では、コースメンテナンス改善やコース改良を重ねることでお客様からの評価が良化し、客単価が大幅に上昇するとともに来場者も順調に推移しました。リゾートエリアに滞在しながらゴルフを愉しむ「ゴルフ&ステイ」の利用が大幅に増加し、ゴルフ会員権販売も好調に推移しました。リゾート部門では、2020年にオープンしたグランピングエリア「グランヴォー スパ ヴィレッジ」において、高品質でホテルライクなサービスの徹底や豊かな自然や季節に応じた体験型プログラムの提供を図りました。さらに、宿泊者が滞在期間中にスポーツ施設メディカルトレーニングセンターや敷地内の各種アクティビティを無料で利用できるサービス(インクルーシブエクスペリエンス)などにより、リピート客が増加し集客が順調となりました。

また、テレワークによりコミュニケーションを課題とする企業の研修需要が増加し、敷地内で実施出来る多彩なチームビルディングプログラムやコミュニケーションと感染対策を両立できる宿泊施設が強みとなり、前年を大きく超える団体にご利用いただきました。

以上の結果、リソルの森(CCRC)事業部門における売上高は3,490百万円(前期比18.7%増)、経常利益は185百万円(前期比223.9%増)となりました。

<福利厚生事業部門>

福利厚生事業では、アフターコロナにおける人材確保やワークエンゲージメントを高めるため、福利厚生制度の見直し提案と健康分野の商品造成に注力しました。また、オンラインサービス拡充、SNSやスマホアプリでの利用促進等で会員の利便性向上に努めました。さらに、グループシナジー効果を最大限活かすための新たな体制基盤の構築を図りました。同時に、競合他社との差別化である「精算ビジネスモデル」「プラスユアチョイス」「グループ直営施設」を武器に新規顧客開拓を強化するため、新たに外部との提携を行い、営業体制拡大を加速させました。

以上の結果、福利厚生事業部門における売上高は874百万円(前期比0.9%増)、経常利益は2百万円(前期比91.6%減)となりました。

<再生エネルギー事業部門>

再生エネルギー事業では、売電と自家消費の2つの事業分野を展開。売電事業については、旧福島石川カントリークラブ内の未利用地において、新規の太陽光発電設備の開発を推進し、東北電力との間で15MW及び1.3MWの2案件について、送電線の増強工事の契約を締結しました。自家消費事業については、「スパ&ゴルフリゾート久慈」「中京ゴルフ倶楽

部]「瀬戸内ゴルフリゾート」の3つのゴルフ場の駐車場にソーラーカーポートを建設し、それぞれ電気使用量の10~20%を再生可能エネルギーで賄うことが可能となり、さらに電気料金の削減にも繋がりました。今後も脱炭素ニーズの取組みを推進しながら「地球にやさしい」企業グループを実践します。

以上の結果、再生エネルギー事業部門における売上高は125百万円（前期比93.0%減）、経常利益は49百万円（前期比92.1%減）となりました。

<投資再生事業部門>

投資再生事業では、旧ゴルフ場を用途変更し、販売用不動産としてゴルフ場敷地内に開発した「福島石川太陽光発電所第二設備」の信託受益権を一部売却しました。また、新規に4つのゴルフ場を取得し、運営施設のバリューアップを図ります。さらに、既存ゴルフ場の一部を含めたゴルフ場の再生可能エネルギー用地への転用、脱炭素ニーズを見据えた再エネ権利付与地売却、ヴィラ建設によるリゾート型再生等、今後も新規事業構築を推進します。

以上の結果、投資再生事業部門における売上高は3,955百万円（前期比31.0%減）、経常利益は1,289百万円（前期比40.0%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、ホテル及びゴルフ場等の運営事業用設備拡充等のため、1,102百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

社会経済活動の正常化が進む一方、国内旅行やインバウンド需要の拡大による運営スタッフの人材不足が懸念されるため、採用力の強化やDX化、オペレーションの共通化などで業務の効率化に努めます。ゴルフ人口の減少が予測されているゴルフ運営事業については、ゴルフプレーヤーだけではなく、インバウンドを含めた観光を目的とした旅行者にも対応できるゴルフリゾートを目指し、フェアウェイフロントヴィラ事業を推進してまいります。

また、エネルギー・原材料等のコスト高騰への対応が迫られる中、仕入れの統一化、ソーラーカーポートを活用した自家消費型太陽光発電等、コスト削減への対応を一層強化します。さらに、スマートフォンアプリを活用したグループ会員制度の統合に向けた準備を開始しており、事業間シナジーがフルに発揮できる仕組みの構築を早急に確立します。同時に、脱炭素社会に対応し、気候変動問題が与える影響を考慮した事業戦略や財務計画等にも積極的に取組みます。

株主還元に関しましては、各事業において業績向上を図り、配当金額の向上及び継続・安定的な配当に努めます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第127期 [2019年度]	第128期 [2020年度]	第129期 [2021年度]	第130期 当連結会計年度 [2022年度]
売 上 高	百万円 20,611	百万円 19,534	百万円 20,902	百万円 22,061
経 常 利 益	百万円 1,003	百万円 1,673	百万円 785	百万円 187
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 106	百万円 310	百万円 474	百万円 722
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 19.21	円 55.92	円 85.35	円 130.11
総 資 産	百万円 41,253	百万円 38,426	百万円 39,056	百万円 42,663
純 資 産	百万円 14,516	百万円 13,401	百万円 13,680	百万円 13,526
1 株 当 た り 純 資 産	円 2,385.40	円 2,405.76	円 2,422.66	円 2,430.35

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を第129期の期首から適用しており、第129期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第127期	第128期	第129期	第130期
		[2019年度]	[2020年度]	[2021年度]	当事業年度 [2022年度]
売 上 高		百万円 4,763	百万円 9,361	百万円 4,031	百万円 4,464
経 常 利 益		百万円 696	百万円 2,518	百万円 795	百万円 18
当 期 純 利 益		百万円 759	百万円 1,785	百万円 1,294	百万円 520
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		円 136.78	円 321.41	円 233.07	円 93.73
総 資 産		百万円 32,157	百万円 32,377	百万円 31,578	百万円 34,786
純 資 産		百万円 7,540	百万円 9,047	百万円 10,061	百万円 10,306
1 株 当 た り 純 資 産		円 1,357.55	円 1,628.94	円 1,811.25	円 1,855.25

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を第129期の期首から適用しており、第129期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比	主 要 な 事 業 内 容
リ ソ ル 株 式 会 社	百万円 100	% 99.8(※)	運営事業の経営 ホテル、ゴルフ場の運営及び管理
リ ソ ル の 森 株 式 会 社	100	100	CCRC事業 ホテル、コテージ、ゴルフ場、 スポーツ施設等の運営及び管理

(注) 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

ホテル運営事業	ホテルの経営 ホテル・宿泊施設の運営 リゾート施設の運営 コンサルティング業務 ホテル等の施設管理業務 保養所等の再生事業及び販売
ゴルフ運営事業	ゴルフ場の経営 ゴルフ場の運営 コンサルティング業務 ゴルフ場の施設管理業務 リゾート施設会員権の販売
リソルの森(CCRC)事業	多世代交流型リゾートコミュニティ事業 「大学連携型CCRC」等の地方創生推進事業 リゾートマンション、別荘等の販売 リゾート施設の企画開発及び会員権の販売 スポーツ・アウトドア施設の運営
福利厚生事業	福利厚生・健康支援サービス提供のためのICT開発 福利厚生代行サービス CRM (Customer Relationship Management) 事業 保険代理店 (GLTD) 事業 海外・国内旅行の販売
再生エネルギー事業	太陽光等の自然エネルギー事業 太陽光関連の設備・不動産における開発事業 太陽光設備等の販売・管理業務 コンサルティング業務
投資再生事業	デューデリジェンス業務 投資再生事業不動産等の販売 投資再生子会社の売却

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(8) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

当	社	本	社	東京都新宿区
リ	ソ	ル	株	式
株	式	会	社	千葉県茂原市
リ	ソ	ル	の	森
株	式	会	社	千葉県長生郡

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
ホテル運営事業	67	△4
ゴルフ運営事業	186	33
リソルの森(CCRC)事業	90	2
福利厚生事業	51	△8
再生エネルギー事業	3	△2
投資再生事業	2	0
全社(共通)	28	9
合 計	427	30

- (注) 1. 従業員数は正社員の就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であります。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. ゴルフ運営事業の従業員数が前連結会計年度と比べて33名増加しましたのは、当連結会計年度に関西カントリー株式会社、株式会社三木よかわカントリー、MAG株式会社が連結の範囲に加わったためでございます。

② 当社の従業員状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名	4名	39.1歳	10.2年

(注) 従業員数は就業員数（当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。パートタイマーは含みません。

(10) 企業集団の主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社 三菱UFJ銀行	3,250百万円
株式会社 三井住友銀行	3,035
農林中央金庫	1,513
株式会社 横浜銀行	1,282

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,564,200株 |
| ③ 株主数 | 10,306名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	自 己 株 式 を 除 く 持 株 比 率
	株	%
三 井 不 動 産 株 式 会 社	2,279,200	41.02
コ ナ ミ グ ル ー プ 株 式 会 社	1,132,900	20.39
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (退 職 給 付 信 託 口 ・ ミ サ ワ ホ ー ム 口)	342,000	6.15
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	115,200	2.07
リ ソ ル グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会	88,300	1.58
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	59,400	1.06
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	56,000	1.00
J P モ ル ガ ン 証 券 社 株 式 会 社	30,002	0.54
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	23,100	0.41
野 村 證 券 株 式 会 社	14,001	0.25

(注) 持株比率は自己株式（8,840株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2021年6月29日開催の第128回定時株主総会にて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。2022年6月29日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分を行うことを決議し、2022年7月28日に普通株式552株を処分しています。

当社の取締役に割り当てた譲渡制限付株式の数は次頁のとおりです。なお、当該譲渡制限付株式は、対象取締役が任期満了その他の正当な事由によって退任した場合には制限を解除し、

法令違反行為その他の正当な事由以外の事由により退任した場合は、当社が割当株式を無償で取得します。

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	552株	3名

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年3月31日現在）
該当事項はございません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	平 田 秀 明	取締役会議長 グループ経営連絡会議議長
代 表 取 締 役 社 長	大 澤 勝	グループ経営全般担当 経理・総務担当 内部監査管掌 リソルライフサポート株式会社代表取締役会長 中京ゴルフ倶楽部株式会社代表取締役社長
取 締 役	星 野 正	グループ広報・IR担当
取 締 役	宮 野 洋 行	開発全般担当 リソル総合研究所株式会社代表取締役社長 リソル土地開発株式会社 管掌
取 締 役	川 村 豊	三井不動産株式会社常務執行役員ホテル・リゾート本部長 株式会社三井不動産ホテルマネジメント取締役 三井不動産リゾートマネジメント株式会社取締役
取 締 役	東 尾 公 彦	コナミグループ株式会社代表取締役社長 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長
常 勤 監 査 役	小 嶋 康 司	
監 査 役	岡 本 正 彦	三井不動産株式会社関連事業部長 三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社代表取締役社長 三井不動産ローン保証株式会社代表取締役社長
監 査 役	水 谷 学	ピー・シー・エー株式会社取締役相談役 一般社団法人ソフトウェア協会名誉顧問 公認会計士水谷学事務所

(注) 1. 取締役川村 豊氏及び取締役東尾公彦氏は、社外取締役であります。

2. 監査役岡本正彦氏及び監査役水谷 学氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役小嶋康司氏、監査役岡本正彦氏、監査役水谷 学氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・小嶋康司氏は、当社の企画、営業、総務、内部監査業務における長年の実務経験を有しております。
- ・岡本正彦氏は、三井不動産株式会社の関連事業部長、同社関係会社数社の代表取締役、取締役及び

- 監査役としての経験があり、会社経営に関するノウハウを有しております。
- ・水谷 学氏は、公認会計士の資格を有しており、またピー・シー・エー株式会社の元代表取締役としての経験があり、会社経営に関するノウハウを有しております。
4. 平田秀明氏、大澤 勝氏、星野 正氏、宮野洋行氏は、執行役員を兼務しております。
 5. 2022年6月29日開催の第129回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長今泉芳親氏は任期満了により退任いたしました。
 6. 2023年3月31日をもって、社外監査役岡本正彦氏は辞任いたしました。
 7. 2023年4月1日付で、補欠監査役野末泰樹氏は社外監査役に就任いたしました。
 8. 取締役及び監査役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
 - ・平田秀明氏は、2022年6月29日付で、代表取締役会長から、取締役会長となりました。
 - ・大澤 勝氏は、2022年6月29日付で、代表取締役社長に就任いたしました。また、同日付で、経理・総務担当及びお客様相談室長から、グループ経営全般担当及び経理・総務担当となりました。
 - ・星野 正氏は、2022年6月29日付で、開発全般担当兼グループ広報担当及び広報室長から、グループ広報・IR担当及び広報室長となりました。
 - ・宮野洋行氏は、2022年6月29日開催の第129回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。また、同日付でグループ上席執行役員から、開発全般担当取締役執行役員となりました。
 - ・水谷 学氏は、2022年6月8日付で、一般社団法人ソフトウェア協会代表理事筆頭副会長から、一般社団法人ソフトウェア協会名誉顧問に就任いたしました。
 9. 監査役水谷 学氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

当社は、2021年3月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、①月例の固定報酬(固定の取締役報酬と変動する執行役員報酬の最低額(E評価の固定部分))と、②会社及び業績への貢献度に応じた変動報酬(執行役員報酬)から成る。

①固定報酬については、役位、職責に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

②変動報酬については、各事業年度の個々の取締役の会社及び業績への貢献度をA~Eで評価し決定した金額の最低額(E評価の固定部分)との差額部分を現金で支給するものとする。

る。変動報酬の評価の決定については、代表取締役が取締役会にて原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。

b. 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、決算賞与とする。各事業年度の連結税金等調整前当期純利益（以下、「連結税前利益」とする）の1%を総額とし、毎年、一定の時期に支給する。個人別の決算賞与の総額のうち、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第128回定時株主総会でご承認いただいた総額の範囲内で、役職に応じた一定の割合を基準とした額を譲渡制限付株式報酬で支給する。

c. 報酬等の割合の決定に関する方針

各報酬の種類別の報酬割合については、上場企業の水準を参考に、代表取締役が取締役会にて個人別の報酬等の内容の原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役が取締役会にて原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。その原案の内容は、各取締役の固定報酬の額及び変動報酬の評価、役員賞与の配分とする。

ロ. 当事業年度にかかる報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			人員 (名)
		基本 報酬	業績 連動報酬	非金銭 報酬	
取締役	104	93	8	2	6
監査役	21	21	—	—	2
社外役員	17	17	—	—	2

- (注) 1. 2016年6月29日開催の第123回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額2億4千万円以内(ただし、使用人分給与は含まないものとする)、監査役の報酬限度額は年額4千8百万円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名です。また、上記報酬枠内で、2021年6月29日開催の第128回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額3千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は3名です。
2. 上表には、2022年6月29日開催の第129回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 業績連動報酬の内容は、決算賞与であります。連結税前利益の1%を総額の基準とし、個人別の配分方法は代表取締役が取締役会に報酬原案を提示し、取締役会にて承認を得るものとします。連結税引前利益を指標として選択した理由は、当社の事業特性等を踏まえ、営業外損益や特別損益を含めた業績を報酬額に適正に反映させるにあたって客観的な指標であり、業績連動報酬の指標として適切と判断したためであります。なお、該当事業年度の連結税前利益は、1,130百万円でした。
4. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及び交付状況は、「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会は、当事業年度の実績等の取締役の個人別の報酬等の内容については、上述の「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」に基づき、取締役会にて決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、2023年3月31日をもって辞任いたしました社外監査役岡本正彦氏とも同様の責任限定契約を締結しておりました。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社グループの役員及び執行役員等で、すべての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役川村 豊氏は、当社の特定関係事業者である三井不動産株式会社の常務執行役員ホテル・リゾート本部長、同社関係会社の株式会社三井不動産ホテルマネジメント及び三井不動産リゾートマネジメント株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社は、三井不動産株式会社との間に賃貸借契約、福利厚生代行サービス利用契約等の取引があるほか、ホテルやゴルフ場の運営受託事業、投資再生事業等において事業協力関係にあり、中長期的な企業価値向上に向け、協力体制を強化しております。
- ・取締役東尾公彦氏は、当社の特定関係事業者であるコナミグループ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は、コナミグループ株式会社及び同社関係会社のコナミスポーツ株式会社と福利厚生事業において事業協力関係にあり、中長期的な企業価値向上に向け、協力体制を強化しております。
- ・監査役岡本正彦氏は、当社の特定関係事業者である三井不動産株式会社の関連事業部長、同社関係会社の三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社及び三井不動産ローン保証株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と三井不動産株式会社との関係は前述のとおりであります。また、同氏のその他の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はございません。
- ・監査役水谷 学氏の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はございません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	川村 豊	当事業年度開催の取締役会12回のうち9回に出席しました。会社の経営全般に関する深い知識や経験を活かし、当社取締役会において積極的に発言を行い、当社の経営の監視や取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役	東尾 公彦	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しました。会社の経営全般に関する深い知識や経験を活かし、当社取締役会において積極的に発言を行い、当社の経営の監視や取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役	岡本 正彦	当事業年度開催の取締役会及び監査役会12回の全てに出席し、会社経営に関する知識や経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するため必要な発言を適宜行っております。
監査役	水谷 学	当事業年度開催の取締役会及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地や会社経営に関する知識や経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するため必要な発言を適宜行っております。

(注) 事業年度中に会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 赤坂有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額とを区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社につきましても、赤坂有限責任監査法人が会計監査を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき、解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査役会規則に則り、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社グループの全役職員に対し、当社グループの行動規範である「グループコンプライアンスポリシー」をリーフレットにして配布する等、その遵守を徹底させております。
 - (b) 当社グループ全体の法令遵守体制を統括・指導する部署としてコンプライアンス課を設置し、事業活動のあらゆる局面でコンプライアンスを最優先させるための取り組みを行っております。
 - (c) 法令違反等その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置しております。
 - (d) 代表取締役は内部監査担当を任命し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施し、業務の改善に向けた具体的な助言、勧告を行い、監査結果を定期的に取り締り役会及び監査役会に報告しております。また、内部監査担当は、必要に応じて常勤監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。
 - (e) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、一切取引の関係を持たず、不当な要求に対し、毅然とした態度で対応することを基本方針とし、役員及び使用人に周知徹底しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」に基づき、適切に保存及び管理を行います。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクマネジメント基本規程に基づき会社の存続及び業務の健全な運営を行うため、取締役会は当社グループ全体のリスクの低減及び発生 of 未然防止に努めております。
 - (b) リスクマネジメント基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び推進を図っております。
 - (c) コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれの担当部門又は子会社にてマニュアルの作成・配付、教育の実施等を行っ

ております。
グループの横断的なリスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス担当部門が行っております。

④ 当社及び子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定等の組織に関する基準を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制としております。

また、当社は、執行役員制度を設け、経営監視機能と業務執行機能を分離し、主要な子会社は、当社グループの各事業統括責任者がその子会社の取締役になり、当該事業に係る権限を委譲することで、迅速かつ的確な意思決定と業務執行が行える経営体制としております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定めております。また、常勤の取締役及び監査役、主要な子会社の社長が出席する会議を定期的開催し、重要事項の報告及び協議を行うものとしております。

(b) その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体に適用されるコンプライアンス体制を構築しております。代表取締役及び取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導しております。

また、代表取締役は直轄組織である内部監査室へ「内部監査規程」に基づいた内部監査の実施を当社及び子会社に対して行うよう指示し、企業集団における業務全般にわたる内部統制システムの整備を行うよう指導しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査室に属する使用人に監査業務の補助を要請することができるものとしております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。また、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査役会に承諾を得るものとしております。

- ⑧ 監査役への報告に関する体制

- (a) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を発見したときは、当該事実を監査役に報告します。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

- (b) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法については、取締役と監査役との協議によるものとしております。

コンプライアンス違反行為が発生又は発生する恐れがあると判断した場合は、社内通報の定めに従い常勤監査役へ通報することとしております。常勤監査役は、通報内容を調査、検証のうえ、適宜、その結果を取締役、社外監査役へ報告しております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報の定めに基づき通報したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を規程に明記するとともに当社グループ役員へ周知徹底しております。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を当社が負担しております。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行う体制としております。

- (b) 監査役は取締役会のほか、重要な会議へ出席し必要に応じて意見を述べることができ、稟議書等の重要書類の閲覧を通じて会社の経営全般の状況を常時把握できる体制としております。

- (c) 監査役は、会計監査人、子会社監査役、内部監査室等と連携し、情報交換を緊密に行い、監査の効率化を図っております。

(d) 監査役は、独自に意見形成するために必要と判断するときは、自らの判断で外部法律事務所、公認会計士、外部アドバイザーを活用できることとしております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正及び効率的に行われることに対する取組みについて

毎月1回開催の定例取締役会において、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定、取締役及び執行役員の業務執行の監督を行っております。また、常勤の取締役及び監査役と主要な子会社の社長が出席する定期的に開催される会議において、グループ内の重要事項の協議や報告を行っております。取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する情報は、社内の規定に則って、適切に保管及び管理を行っております。

② 損失の危険の管理に関する取組みについて

リスク管理の基本規程やマニュアルに基づき、コンプライアンス担当部門はグループのリスクマネジメントの実施状況を確認し、必要に応じて適切に対応しております。

事業所においてはコンプライアンス教育やリスクマネジメント委員会を継続して実施しております。これらの実施状況や業務監査の結果、改善指導状況などを四半期ごとに取締役会へ報告しております。

③ 監査役の監査の実効性の確保に関する取組みについて

監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名で構成されており、毎月1回開催の監査役会において、監査方針、職務の分担に従い、監査に関する重要事項の報告及び協議を行っております。常勤監査役は、常勤取締役及び主要な子会社の社長が出席する会議への参加や子会社取締役との連携等を通じて情報収集に努めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項と認識し、将来の事業展開と内部留保による財務体質の充実等を勘案したうえ、安定かつ継続的に実施していくことを基本方針としております。

この基本方針に従って、当期の期末配当につきましては、1株当たり50円とさせていただくことに決定いたしました。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部	百 万 円	負 債 の 部	百 万 円
流動資産	10,891	流動負債	11,849
現金及び預金	5,224	営業未払金	326
営業未収入金	1,459	短期借入金	3,400
商品	115	1年内返済予定の長期借入金	3,721
販売用不動産	2,222	リース債務	300
貯蔵品	97	未払法人税等	229
その他	1,772	賞与引当金	164
		役員賞与引当金	9
		その他の	3,697
固定資産	31,772	固定負債	17,287
有形固定資産	25,780	長期借入金	8,933
建物及び構築物	6,676	リース債務	1,433
機械装置及び運搬具	446	繰延税金負債	26
工具、器具及び備品	579	長期未払金	15
土地	16,510	長期預り金	88
リース資産	1,500	預り保証金	6,165
建設仮勘定	67	従業員特別補償引当金	9
無形固定資産	845	退職給付に係る負債	412
のれん	364	資産除去債務	202
借地権	317	負債合計	29,136
リース資産	19	純 資 産 の 部	
その他の	143	株主資本	13,483
投資その他の資産	5,145	資本剰余金	3,948
投資有価証券	0	資本剰余金	2,242
繰延税金資産	1,256	利益剰余金	7,313
差入保証金	3,330	自己株式	△21
その他	558	その他の包括利益累計額	18
		退職給付に係る調整累計額	18
		非支配株主持分	25
資産合計	42,663	純資産合計	13,526
		負債・純資産合計	42,663

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

科 目	金 額	百万円
売上		22,061
売上原価		9,190
販売費及び一般管理費		12,871
営業利益		12,546
営業外収入		324
受取利息	0	
受取保険金	71	
受雇者の補助金	36	
その他	82	190
営業外費用		
支払利息	160	
支払手数料	101	
その他	65	327
特別利益		187
特別利益		
固定資産売却益	18	
負債のれん発生益	936	954
特別損失		
減価償却損	96	
固定資産除却損	11	
固定資産売却損	0	
従業員特別補償金	75	184
税金等調整前当期純利益		958
法人税、住民税及び事業税	211	
法人税等調整額	21	232
当期純利益		726
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		722

損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

科 目	金	額
		百万円
売上高		4,464
売上原価		3,451
売上総利益		1,013
販売費及び一般管理費		1,000
営業利益		12
営業外収益		
受取利息	225	
その他	12	238
営業外費用		
支払利息	121	
支払手数料	101	
その他	9	232
経常利益		18
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		18
法人税、住民税及び事業税	△493	
法人税等調整額	△9	△502
当期純利益		520

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

リソルホールディングス株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 和也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リソルホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リソルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

リソルホールディングス株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 和也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リソルホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

リソルホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小 嶋 康 司 ㊟

社外監査役 野 末 泰 樹 ㊟

社外監査役 水 谷 学 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	ひら た ひで あき 平田秀明 (1946年7月12日)	1973年10月 ミサワホーム株式会社入社 1989年6月 同社取締役関連企業部長 1992年7月 同社常務取締役関連企業部長 1994年6月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社取締役会長 2014年6月 当社代表取締役会長執行役員 2017年6月 当社代表取締役会長執行役員兼社長執行役員 2017年12月 当社代表取締役会長兼会長執行役員 2022年6月 当社取締役会長兼会長執行役員(現任)	13,144株
2	おお さわ まさる 大澤勝 (1966年8月15日)	1990年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2006年2月 当社入社 2015年6月 当社取締役執行役員F・D部長 2018年4月 当社取締役執行役員管理部長兼お客様相談室長兼経営管理部担当 2020年7月 当社取締役執行役員管理部長兼経理部長兼お客様相談室長 2021年10月 当社取締役執行役員総務・経理担当兼お客様相談室長 2022年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任) [重要な兼職の状況] リソルライフサポート株式会社代表取締役会長 中京ゴルフ倶楽部株式会社代表取締役社長	2,271株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式数
3	ほし の ただし 星 野 正 (1960年4月22日)	1983年4月 三井不動産株式会社入社 2017年4月 当社常務執行役員経営企画部長兼顧客品質管理室長兼広報室長 2017年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長兼顧客品質管理室長兼広報室長 2018年4月 当社取締役常務執行役員経営システム室担当兼広報室担当 2021年10月 当社取締役常務執行役員開発全般・グループ広報担当兼広報室長 2022年6月 当社取締役常務執行役員グループ広報・IR担当兼広報室長(現任)	1,656株
4	※ こ じま やす じ 小 嶋 康 司 (1964年11月18日)	1987年4月 ミサワホーム株式会社入社 2002年11月 当社入社 2013年12月 当社管理部長 2014年12月 当社総務人事部長 2015年6月 当社総務人事部長兼コンプライアンス室長 2015年10月 リソル株式会社取締役管理部長 2019年3月 当社内部監査室長 2019年6月 当社常勤監査役(現任)	1,008株
5	かわ むら ゆたか 川 村 豊 (1963年4月6日)	1987年4月 三井不動産株式会社入社 2011年4月 同社商業施設本部業務推進室長 2015年4月 同社海外事業本部海外事業一部長 2018年4月 同社執行役員海外事業本部海外事業一部長 2019年4月 同社執行役員ホテル・リゾート本部長 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2021年4月 三井不動産株式会社常務執行役員ホテル・リゾート本部長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 三井不動産株式会社常務執行役員ホテル・リゾート本部長 株式会社三井不動産ホテルマネジメント取締役 三井不動産リゾートマネジメント株式会社取締役	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式数
6	ひがし お きみ ひこ 東 尾 公 彦 (1959年9月24日)	1997年9月 コナミ株式会社（現 コナミグループ株式会 社）入社 2005年6月 同社取締役 2010年6月 当社社外取締役(現任) 2018年1月 コナミホールディングス株式会社（現 コナ ミグループ株式会社）取締役兼執行役員副社 長 2019年6月 同社代表取締役副社長 2020年4月 同社代表取締役社長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 コナミグループ株式会社代表取締役社長 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長	0株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 川村 豊氏及び東尾公彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者とした理由及び社外取締役候補者に期待される役割の概要は以下のとおりであります。
 - (1) 平田秀明氏は当社の代表取締役として長年に亘り経営に携わり、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの経営や業務執行の監督などに活かせるものと判断したからであります。
 - (2) 大澤 勝氏は当社の投資再生事業部門における多数の実績をもち、また財務・経理・総務部門の責任者を歴任しており、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。また、当社グループ複数社の代表取締役を務めており、当社グループの事業分野における経営経験を有しております。これらの経験と知見を当社グループの経営戦略や経営全般の統括に活かせるものと判断したからであります。
 - (3) 星野 正氏は当社の取締役、当社グループ会社の代表取締役の他、他社の取締役及び事業部門の責任者を歴任しており、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業管理体制の強化に活かせるものと判断したからであります。
 - (4) 小嶋康司氏は当社及び当社グループ会社の総務部門の責任者の他、当社の常勤監査役及び当社グループ会社の代表取締役を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業管理体制の強化に活かせるものと判断したからであります。
 - (5) 川村 豊氏は三井不動産株式会社の常務執行役員及び同社関係会社の取締役を兼務しており、会社経営に関する高い識見を有しております。また取締役会における積極的な発言等により当社の社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に関する監督の強化に資するところが大きいと判断い

たしました。なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年になります。

- (6) 東尾公彦氏はコナミグループ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、会社経営に関する高い識見を有しております。また取締役会における積極的な発言等により当社の社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に関する監督の強化に資するところが大きいと判断いたしました。なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって13年になります。
5. 川村 豊氏が常務執行役員を兼務している三井不動産株式会社及び東尾公彦氏が代表取締役社長を兼務しているコナミグループ株式会社は、当社の特定関係事業者であります。
6. 当社は、小嶋康司氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しております。同氏が就任した場合、当該契約を終了する予定であります。
7. 当社は、川村 豊氏及び東尾公彦氏との間で、それぞれ、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しており、両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 所有する当社の株式数については、当社持株会の持分（1株未満の端数切捨て）を含めております。

<ご参考> 取締役候補者のスキルマトリックス

候補者 番号	氏 名	経営戦略 企業経営	財務・会計 ファイナンス	コンプライアンス リスクマネジメント	投資再生事業 に関する知見	ホテル事業 に関する知見	ゴルフ事業 に関する知見	福利厚生事業 に関する知見
1	平田 秀明	●	●	●	●	●	●	●
2	大澤 勝	●	●	●	●		●	●
3	星野 正	●	●	●	●			●
4	小嶋 康司	●	●	●		●		●
5	川村 豊	●	●	●		●		
6	東尾 公彦	●	●	●		●	●	●

※上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 小嶋康司氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役 野末泰樹氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役候補者 伊藤博文氏は、監査役 野末泰樹氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	※ 岩場 潔 (1972年7月3日)	1996年4月 株式会社ゆうせん（現 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS）入社 2009年9月 株式会社エスクリ入社 2011年10月 当社入社 2018年4月 リソル株式会社経理部長 2020年12月 当社内部監査室長（現任）	130株
2	※ 伊藤 博文 (1966年11月12日)	1990年4月 三井不動産株式会社 入社 2014年4月 同社ビルディング本部運営企画部事業グループ長 2017年4月 三井不動産ファシリティーズ株式会社出向事業推進部長 2019年4月 同社取締役執行役員事業推進部長 2023年4月 三井不動産株式会社関連事業部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 三井不動産株式会社関連事業部長 三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社代表取締役社長 三井不動産ローン保証株式会社代表取締役社長	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 岩場 潔氏は、監査役候補者であります。
4. 岩場 潔氏を監査役候補者とした理由は、当社及び当社グループ会社の経理業務などを長年経験し、これらに関する相当程度の知見を有していると考えたからであります。また、当社の内部監査室長の経験もあり、企業の健全性を確保するために監査を行うことについて適切な人材と判断したからであります。
5. 伊藤博文氏は、社外監査役候補者であります。

6. 伊藤博文氏を社外監査役候補者とした理由は、三井不動産株式会社の関係会社の代表取締役や取締役、監査役に就任していること等の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見と豊富な経験により幅広く高度な識見を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるからであります。なお、三井不動産株式会社は、当社の特定関係事業者であります。
7. 当社は、岩場 潔氏、伊藤博文氏との間において、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 所有する当社の株式数については、当社持株会の持分（1株未満の端数切捨て）を含めております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、補欠監査役が就任する順位につきましては、2022年6月29日開催の第129回定時株主総会において補欠監査役に選任された齊藤達男氏を第1順位、候補者である野末泰樹氏を第2順位といたします。ただし、齊藤達男氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので、社外監査役が欠けた場合の候補者は野末泰樹氏となります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
<p style="text-align: center;">の ざえ やす き 野 末 泰 樹 (1965年5月27日)</p>	<p>1989年4月 三井不動産株式会社入社 2010年4月 同社ビルディング本部業務推進室事務管理グループ長 2013年4月 同社ビルディング本部運営企画部資産管理グループ長 2016年4月 同社企画調査部企画調査グループ長 2020年4月 同社ビルディング本部環境・エネルギー事業部事業グループ長 2021年4月 同社関連事業部業務グループ長(現任) 2023年4月 当社社外監査役(現任)</p> <p style="text-align: center;">[重要な兼職の状況]</p> <p>三井不動産株式会社関連事業部業務グループ長 株式会社三井の森取締役 三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社取締役 成田スポーツ開発株式会社取締役 三井不動産投資顧問株式会社監査役 三井不動産アコモデーションファンドマネジメント株式会社監査役</p>	0株

- (注) 1. 野末泰樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 野末泰樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 野末泰樹氏を補欠の監査役候補者とした理由は、三井不動産株式会社の関係会社等数社の取締役、監査役に就任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見と、その豊富な経験により幅広く高度な識見を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると考える

- からであります。なお、三井不動産株式会社は、当社の特定関係事業者であります。
4. 野末泰樹氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3か月となります。
 5. 当社は、野末泰樹氏が監査役に就任された場合、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
西新宿三井ビルディング 12階 当社会議室
電話 (03) 3344-8811 (代)
(9:00~18:00、土日祝・年末年始除く)



- ◎ 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」2番出口から徒歩約4分です。
- ◎ 東京メトロ丸ノ内線、都営地下鉄大江戸線「中野坂上駅」から徒歩約6分です。

●政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.resol.jp>) 等にてお知らせいたします。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある水質資源を
使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK